

お知らせ

国民年金保険料の
お知らせ

保険料の割引制度（前納制度）

令和7年度国民年金保険料は月額1万7510円、令和8年度国民年金保険料は月額1万7920円です。前もって納める（前納）と、支払い額が割り引きされます。

▼前納期間・支払い額 ①通常納付（1カ月） 1万7510円②

6カ月 10万4210円③1年 20万6390円④2年 40万9900円。

▼割り引き額 ①なし②850円③3730円④1万5670円。

▼納付方法 口座振替、クレジットカード払いなど。

▼その他 納付の申し込み手続きなど、詳しくは、宇都宮西年金事務所 ☎(622) 4281へ。

■学生の保険料納付特例制度
学生は、国民年金保険料を後から納めることができます。

▼対象となる期間 令和7年4月分、令和8年3月分。

▼対象 大学（大学院）・短大・専門学校・各種学校などに在学する20歳以上の学生で、前年所得が18万円以下の人。

▼申込方法 基礎年金番号通知書（交付されている人）、学生証両面の写しまたは在学証明書の原本（写し不可）、代理人による申請の場合、あわせて代理人の本人確認ができるもの（別世帯の代理人による申請は委任状も必要）を持参し、

直接、保険年金課（市役所1階）または各☒・☒へ。

なお、令和7年度用の申請はがきが届いた人は、必要事項を記入し送付（窓口での申請不要）。

▼その他 過年度分の申請の場合、申請時点の2年1カ月前までさかのぼって申請可。

☎保険年金課 ☎(632) 2327

全国障害者

スポーツ大会

派遣選手の募集



▼派遣期間 10月23～28日。

▼会場 滋賀県。

▼対象 次のすべてに該当する人。
①市内在住で、令和7年4月1日現在、13歳以上の、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者②全国大会派遣に伴う関連行事（合同練習会、結団式など）に参加できる③令和7年度第21回栃木県障害者スポーツ大会の出場予定者。

▼申込期間 4月8～21日。

▼その他 学校・施設などに所属している人は、直接、所属先へ。大会の概要や申込方法など、詳しくは、市☒または県障害者スポーツ協会☒を☒覧になるか、県障害者スポーツ協会 ☎(624) 2761、障がい福祉課 ☎(632) 2229へ。

障がいのある人を対象とした手続き

☎障がい福祉課 ☎(632) 2361

1 重度障がい者自家用車燃料費助成

ID 1030857



▼内容 月額500円（年間最大6,000円）の燃料費助成券を交付。

▼対象 公共交通やタクシーに乗ることができない、重度障がいの手帳所持者（身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A1・2、精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者）。ただし、障がい者タクシー料金助成・知的障がい者交通費助成・精神障がい者交通費助成を受けている人は対象外。

▼申請開始 4月4日。

▼申請方法 障がい者手帳、車検証を持参し、直接、障がい福祉課（市役所1階）へ。

2 精神障がい者交通費助成

ID 1026580



▼内容 精神障がい者保健福祉手帳1級＝タクシー券、2・3級＝交通系ICカード [totra] への福祉ポイントの付与（最大1万2,000円分、バス・ライトライン・地域内交通乗車にのみ利用可）など。

▼対象 在宅の精神障がい者保健福祉手帳所持者。ただし、障がい者タクシー料金助成・知的障がい者等交通費助成・障がい者自家用車燃料費助成を受けている人は対象外。

▼申請開始 4月4日。

▼申請方法 精神障がい者保健福祉手帳、[totra] を持参し、直接、障がい福祉課へ。

3 心身障がい者福祉手当・難病患者福祉手当

ID 1004200



各手当の支払通知書の送付を令和7年4月で終了します。今後の支給内容は、支給日以降に預貯金通帳などをご確認ください。

▼支給日 4・8・12月の各月15日（振込日が金融機関休業日の場合はその前の営業日）。

催し

1004234
サン・アビリティーズ
(屋板町)で
各種教室・催し



1 サンアビ・レクリエーション

▼日時 ① 4月20日(日) ② 5月18日(日)。午前10時～正午。

▼内容 ①ポールウォーキング(両手に2本の専用ポールを持ってウォーキング) ②eスポーツ(画面を見ながら簡単な操作で盛り上がるゲーム)。

2 パラ卓球教室

▼日時 5月31日(土) 午前10時～正午。

3 硬式卓球教室

▼日時 5～7月、9～11月の第1・3水曜日。午後1時30分～3時30分。全12回。

4 太極拳

▼日時 5～7月の水曜日、午後1時30分～3時。全12回。

■対象 障がいのある人を優先。

■定員 先着1～320人412人。

■申込開始 4月3日午前9時。

■申込方法 直接または電話、ファクス(☎を明記)で、サン・アビリティーズ☎(656)1458へ。

■障がい福祉課☎(632)2229

視覚障がい者・聴覚障がい者の支援者を養成する講座

1023277 1015945



障がい福祉課☎(632)2353

- ▼対象 市内在住か通勤通学する、各講座修了後、奉仕員などとして登録、市内で活動が可能な人。
- ▼その他 他の団体が主催する同じ内容の講座と並行しての受講不可。

▲1～3

▲5

講座名・内容	日時・会場	対象・定員・費用	申込期間・申込先など
1 手話奉仕員養成講座 日常生活を行うための基礎的な手話の技能を身に付ける手話奉仕員を養成	▼①4月22日～令和8年3月24日の火曜日、午前10時～正午。全44回②5月7日～令和8年3月18日の水曜日、午後1時30分～3時30分。全44回③4月24日～令和8年3月19日の木曜日、午後7時～9時。全45回 ▼①②市総合福祉センター(中央1丁目) ③サン・アビリティーズ	▼手話通訳者を目指していて、過去に同様の手話講座受講経験のない18歳以上の人 ▼先着20人 ▼6,050円(テキスト代など)。その他、オンライン学習に必要な通信料を自己負担	▼4月3～17日に、直接または①電話で、市障害者福祉会連合会☎(636)1219②電話で、市社会福祉協議会ボランティアセンター☎(636)1285③電話、ファクス(☎を明記)で、サン・アビリティーズ☎・FAX(656)1458へ
2 点訳奉仕員養成講座 本などの印刷物を点字に訳する点訳奉仕員を養成	▼5月13日～令和8年3月24日の火曜日、午前10時～正午。全40回 ▼市総合福祉センター	▼過去に同様の講座受講経験のない18歳以上の人 ▼各先着20人 ▼2,410円3,950円(テキスト代など)	▼4月3～17日に、直接または電話で、市社会福祉協議会ボランティアセンター☎(636)1285へ
3 音訳奉仕員養成講座 情報を音訳し、記録する音訳奉仕員を養成	▼5月14日～令和8年3月18日の水曜日、午前10時～正午。全35回 ▼市総合福祉センター		
4 要約筆記者養成講習会 話した内容を文字にして伝える要約筆記者を養成①手書きコース②パソコンコース	▼5月10日～12月20日の土曜日、午後1時～5時。全30回程度 ▼とちぎ福祉プラザ	▼修了後に栃木県要約筆記者認定試験を受験し、合格後、市・県の要約筆記者として登録・活動が可能で通訳者として聴覚に支障のない人 ▼各先着15人 ▼4,000円(テキスト代など)	▼4月15日(必着)までに、申込用紙(県社会福祉協議会☎URL1からも取り出し可)に必要な事項を書き、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8508若草1丁目10-6とちぎ福祉プラザ内☎・FAX(627)6889、✉youyakukoushuu@tochigikenshakyo.jpへ
5 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座 視覚と聴覚に障がいがある人を支援する盲ろう者向け通訳・介助員を養成	▼5月31日～6月29日の土・日曜日、午前9時30分～午後4時30分。全7回 ▼とちぎ福祉プラザ、とちぎ男女共同参画センター「パルティ」(野沢町)	▼修了後に県の盲ろう者向け通訳・介助員として登録・活動が可能な人 ▼抽選20人 ▼2,000円(テキスト代など)	▼5月9日(必着)までに、申込用紙(市☎からも取り出し可)に必要な事項を書き、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8508若草1丁目10-6、栃木盲ろう者友の会「ひばり」事務局☎(621)0860、FAX(688)8733、✉hibari.web@gmail.comへ